

8 国基準省令と県基準条例の対照表(指定介護療養型医療施設)

福祉保健部長寿社会課

関係省令	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第41号)
------	---

【指定介護療養型医療施設】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例
趣旨(第1条)	趣旨(第1条)
基本方針(第1条の2)	基本方針(第2条)
従業者の員数(第2条)	人員に関する基準(第3条)
構造設備(第3条) (療養病床を有する病院)	療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設の設備(第4条)
構造設備(第4条) (療養病床を有する診療所)	療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設の設備(第5条)
構造設備(第5条) (老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)	老人性認知症疾患療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設の設備(第6条)
内容及び手続の説明及び同意(第6条)	内容及び手続の説明及び同意(第7条)
提供拒否の禁止(第6条の2)	提供拒否の禁止(第8条)
サービス提供困難時の対応(第6条の3)	サービス提供困難時の対応(第9条)
受給資格等の確認(第7条)	受給資格等の確認(第10条)
要介護認定の申請に係る援助(第8条)	要介護認定の申請に係る援助(第11条)
入退院(第9条)	入退院(第12条)
サービスの提供の記録(第10条)	サービスの提供の記録(第13条)
利用料等の受領(第12条)	利用料等の受領(第14条)
保険給付の請求のための証明書の交付(第13条)	保険給付の請求のための証明書の交付(第15条)
指定介護療養施設サービスの取扱方針(第14条)	指定介護療養施設サービスの取扱方針(第16条)
施設サービス計画の作成(第15条)	施設サービス計画の作成(第17条)
診療の方針(第16条)	診療の方針(第18条)
機能訓練(第17条)	機能訓練(第19条)
看護及び医学的管理の下における介護(第18条)	看護及び医学的管理の下における介護(第20条)
食事の提供(第19条)	食事の提供(第21条)
その他のサービスの提供(第20条)	その他のサービスの提供(第22条)
患者に関する市町村への通知(第21条)	患者に関する市町村への通知(第23条)
管理者の管理(第22条)	管理者の管理(第24条)
管理者の責務(第23条)	管理者の責務(第25条)
計画担当介護支援専門員の責務(第23条の2)	計画担当介護支援専門員の責務(第26条)
運営規程(第24条)	運営規程(第27条)
勤務体制の確保等(第25条)	勤務体制の確保等(第28条)
定員の遵守(第26条)	定員の遵守(第29条)
非常災害対策(第27条)	非常災害対策(第30条)
衛生管理等(第28条)	衛生管理等(第31条)
協力歯科医療機関(第28条の2)	協力歯科医療機関(第32条)
掲示(第29条)	掲示(第33条)
秘密保持等(第30条)	秘密保持等(第34条)

居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第31条）	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第35条）
苦情処理（第32条）	苦情処理（第36条）
地域との連携等（第33条）	地域との連携等（第37条）
事故発生の防止及び発生時の対応（第34条）	事故発生の防止及び発生時の対応（第38条）
会計の区分（第35条）	会計の区分（第39条）
記録の整備（第36条）	記録の整備（第40条）

【ユニット型指定介護療養型医療施設】

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例
この章の趣旨（第37条）	この章の趣旨（第41条）
基本方針（第38条）	基本方針（第42条）
構造設備（第39条） （療養病床を有する病院）	療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の設備（第43条）
構造設備（第40条） （療養病床を有する診療所）	療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の設備（第44条）
構造設備（第41条） （老人性認知症疾患療養病棟を有する病院）	老人性認知症疾患療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設の設備（第45条）
利用料等の受領（第42条）	利用料等の受領（第46条）
指定介護療養施設サービスの取扱方針（第43条）	指定介護療養施設サービスの取扱方針（第47条）
看護及び医学的管理の下における介護（第44条）	看護及び医学的管理の下における介護（第48条）
食事（第45条）	食事の提供（第49条）
その他のサービスの提供（第46条）	その他のサービスの提供（第50条）
運営規程（第47条）	運営規程（第51条）
勤務体制の確保等（第48条）	勤務体制の確保等（第52条）
定員の遵守（第49条）	定員の遵守（第53条）
準用（第50条）	準用（第54条）